

## 尾張旭市非常勤職員（児童クラブ副指導員） 勤務条件

任用予定人数	8～10名
任用期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ※ 勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行う可能性があります。ただし、その職が廃職になった場合はこの限りではありません。
応募資格	以下のいずれかに該当する ○保育士資格、教員免許、幼稚園教諭免許のいずれかを有する ○高等学校を卒業し、2年以上児童厚生施設または放課後児童クラブ事業で指導経験がある ○5年以上放課後児童クラブ事業で指導経験がある
就業の場所	市内児童クラブ
従事すべき業務の内容	留守家庭児童の放課後保育など
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 7時30分から19時15分までのうち1日5時間30分以内 1日の勤務時間…5・5時間以内、1週間の勤務時間…20時間未満 2 休憩時間 0分 3 所定労働時間外の有無 無し（災害等特殊な場合除く）
勤務日	週1～3日勤務
休日	毎週日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までの日
年次有給休暇	1～5日（週の勤務日数によっては変動する場合有り。） 時間単位年休…有り
報酬	1 基本報酬 時給（938～1,198 円） 参考…大卒の方の場合 1,198円 2 諸手当の額 (1) 通勤費用弁償 距離や通勤方法に応じて支給されます。 (2) 期末手当 支給無し
その他	・社会保険等 加入無し ・災害補償 公務上の災害（負傷または疾病）または通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法の規定に基づいて補償を受けることができます。